

平成30年度第1回
「東京2020オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成30年5月25日（金）
都庁第二本庁舎31階特別会議室27

(午前10時00分開会)

○東條オリパラアセスメント担当課長 それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様方には御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成30年度第1回「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

初めに、評価委員会を公開で行うことについてでございますけれども、本評価委員会は評価委員会の設置及び運営に関する要綱第6条の規定に基づき公開とさせていただきます。

傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

初めに、この4月に人事異動がございましたので、御紹介をさせていただきます。

アセスメント担当課長の森本でございます。

自治体連携推進担当課長の吉迫でございます。

それでは、本日は会議次第にございますとおり、馬事公苑（仮設施設）の評価書案に係る意見聴取、日本武道館に係る評価書及びフォローアップ計画書の報告、選手村及び馬事公苑に係るフォローアップ報告書の報告、その他となっております。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。

○柳会長 皆さん、おはようございます。

それでは、議事に従って進めてまいります。

議事1「馬事公苑（仮設施設）について」、評価書案に係る意見聴取です。

それでは、最初に事務局から説明をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 5月11日にアセスメント実施者のオリンピック・パラリンピック準備局より環境局長宛てに評価書案の送付を受けましたので、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（仮設施設））に係る審議をお願いするものでございます。通常の審議会ですと、諮問に該当するものになります。

読み上げさせていただきます。

30環総政第158号

平成30年5月25日

東京2020オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 様

東京都環境局長

和賀井 克夫

「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 実施段階環境影響評価書案（馬事公苑（仮設施設））

それでは、馬事公苑（仮設施設）の評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明をさせていただきます。なお、評価書案の御審議につきましては、次回の委員会をお願いできればと考えております。よろしくお願いたします。

○臼井施設調整担当課長 それでは、馬事公苑仮設施設の評価書案について、説明いたします。

馬事公苑の実施段階環境影響評価につきましては、これまで日本中央競馬会による恒久施設改修整備に関しまして、評価書並びにフォローアップ計画書を提出いたしまして、現在整備を行っているところでございます。その後、組織委員会が整備する仮設施設の内容が明らかになったことから、馬事公苑（仮設施設）として評価書案を作成しまして、ホームページに公表いたしました。今回はその評価書案について意見聴取させていただくものでございます。

それでは、お手元の評価書案の11ページをご覧ください。配置図をお示ししてございまして、この配置図の、横にしたときに左上に来る計画地北側の青色になっているところです。

こちらに競技エリアをお示ししてございますが、こちらに仮設の観客席や照明塔などを設置する予定となっております。

そのほか、プレハブ、テントの設置でございますとか、恒久施設の内装改修や設備工事等を予定しております。

本評価書案については、5月11日から6月9日までの期間で都民の方々の御意見の募集を行っております。

それでは、詳細について、引き続き担当から御説明いたします。

○オリパラ準備局 引き続きまして、評価書案の内容について御説明させていただきます。

今、御説明のございました評価書案の10ページに基本計画を書いております。今、御説明があったとおり、観客席や照明塔を仮施設として整備するものになります。

その概要が表7.2-1 (1) と (2) に書いてございますけれども、まず観客席といたしましては、高さが約22mあるいは約5.3mというような施設でございます。照明塔につきましては、高さが約35.2mというものでございまして、12ページ、13ページにそれぞれ観客席と照明塔の断面図を入れてございます。

続きまして、施工計画、14ページでございます。まず、工事の工程でございますけれども、東京2020大会前の仮施設整備につきましては、2018年に着工して、テストイベントの工事休止期間を経て、2020年4月までの19カ月を見込む計画となっております。大会後につきましては、仮施設の撤去を行うわけでございますけれども、その解体工事につきましては、大会後から2021年2月までの6カ月を見込む計画となっております。

工事用車両の台数が15ページに書いてございます。今回、仮施設の評価書案ということでございますので、まず仮施設整備に伴う工事用車両台数といたしましては、ピークとしては着工後4カ月目に大型車約300台、小型車10台の合計310台を想定してございます。

一方、この仮施設整備の工事期間中も日本中央競馬会の恒久施設改修整備も工事が実施されてございます。そちらの台数と合わせた総台数としてのピークとしては、仮施設整備着工後4カ月目、ピーク日において大型車520台、小型車60台の合計580台を想定してございます。

続きまして、19ページから、環境影響評価の項目について記載してございます。今回は仮施設整備に伴う評価書案ということでございまして、表8-1に示している抽出した環境影響要因といたしまして、今回、仮施設が白くなっているところです。仮施設に伴う開催前の施設の建設ですとか、工事用車両の走行、あるいは、開催後の仮施設の解体工事等につ

いての影響要因を抽出して、項目を選定してございます。

環境影響評価の項目につきましては、20ページ、21ページでございます。今回選定いたしましたものといたしまして、工事用車両の走行に伴う「大気等」「騒音・振動」、21ページ、同じく工事用車両の走行に伴う「交通渋滞」を選定してございます。

まず、工事用車両の走行に伴うものについては、先ほど申し上げたとおり、従来、日本中央競馬会が実施する恒久施設の改修整備に伴う工事用車両のピークと、今回の仮施設整備に伴う車両の台数を合計すると、従前のピークを上回ることを想定してございますので、工事用車両の走行に伴うものを選定してございます。

一方、建設機械についてなのですが、こちらについては、後ほどフォローアップ報告のほうで御説明させていただきますが、昨年11月が建設機械のピークとなっておりまして、今は徐々にその台数が減ってきている状況でございます。その中で、今後仮施設整備に伴う建設機械の稼働台数が入ってくるわけですが、その合計台数につきましては、従前のピークを上回らないだろうと想定してございまして、今回は建設機械の稼働に伴うものについては選定していないということでございます。

その他の選定しなかった項目として、23ページで少し御説明させていただきます。まず、「土壌」でございますが、土壌につきましては、従前土壌汚染が確認されたところでございますけれども、そちらにつきましては、土壌汚染対策法等に基づきまして、適切な土壌汚染対策を実施いたしまして、既に措置の完了報告が出されている状況でございます。

「緑」でございます。今回仮施設整備を実施するわけでございますけれども、日本中央競馬会が恒久施設改修整備に伴って、緑化計画を検討してございまして、そちらも仮施設のレイアウトを考慮した計画となっておりまして、今回の仮施設整備の実施に伴って、その緑化計画に変更が生じるものではございません。

24ページ、「廃棄物」でございます。今回の仮施設整備の実施に伴いまして、約8,000m³の建設発生土、主に約30m³の建設汚泥が発生することになりますけれども、そのほかの東京2020大会の恒久施設整備における建設発生土の発生量が、各会場の平均になりますけれども、建設発生土で約13万m³、建設汚泥で約2万m³というようなものと比べると、発生量としては非常に少ないということになってございます。

今回は仮施設整備ということで、大会が終わった後に、その仮施設の撤去が行われまして、そこでまた廃棄物としては出てくることにはなりますが、その仮施設の撤去後の資材について、可能な限り再利用する計画を検討中でございます。その計画も踏まえまして、こ

の施設というだけではなくて、大会全体として仮設施設の後利用のところについて、全体計画の中で評価していきたいと考えてございます。

続きまして、25ページからが、選定した環境影響評価項目に対する予測・評価の内容でございます。まず「大気等」でございます。66ページをご覧くださいませでしょうか。こちらが工事用車両の走行に伴う予測の地点を示してございます。No. 1からNo. 5までの各断面で予測・評価を実施いたしました。

その結果が、75ページからになります。表9. 1-37に、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素の評価の結果を記載してございます。日平均値の年間98%値に換算した値で、0. 034～0. 039ppmというところで、評価の指標を満足する結果になってございます。

76ページには、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値を掲載してございまして、こちらは1m³当たり0. 041～0. 042mgということで、こちらも評価の指標を満足する結果となっております。

続きまして、77ページからが「騒音・振動」でございます。こちら、工事用車両の走行に伴う騒音・振動につきましても、先ほどの「大気等」と同様の予測断面で予測・評価を行ってございます。そちらの結果が96ページからになります。まず表9. 2-14に、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の評価の結果を記載してございまして、将来交通量の騒音レベルといたしまして、昼間で65～68dBという結果でございます。この中で、No. 3、No. 4、No. 5につきましましては、評価の指標でございます騒音の環境基準を上回っている結果でございます。

No. 4とNo. 5につきましましては、評価の指標60dBに対しまして、既に現況の騒音レベルで上回っているというところでございます。No. 3につきましても、65dBの環境基準に対しまして、64. 9というところで、ほぼ現況で環境基準ぎりぎりの値というようなどころとなっております。

そのため、今後工事の実施に当たりましては、周辺道路の交通量等の状況に応じてルート配分するですとか、そういった対策を講じることによって、周辺環境の影響を極力小さくしていく計画でございます。

97ページ、表9. 2-15が工事用車両の走行に伴う道路交通振動の結果でございまして、こちらは昼間で45～58dB、夜間で40～53dBというところで評価の指標は満足するという結果でございます。

99ページから、「交通渋滞」でございます。こちらの評価の結果が102ページでございます。今回の仮設施設の整備、それから、同時期に実施している恒久施設の改修整備も含めまして、

工用車両の台数としては232台増加することになります。周辺の現況交通量としては5,600台ぐらいから2万台ぐらいの交通量がある道路でございますので、割合としては数%程度というところになってございます。しかしながら、交通渋滞の影響を極力軽減するために、工事、走行ルートについては、複数ルートに分散させるですとか、一般車両は路線バスが走っている道路でもございますので、その路線バスの通行に支障がないように十分配慮するという計画としてございます。

簡単でございますけれども、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は評価書案の説明を受ける日ということですので、本格的な審議は次回以降ということになりますけれども、特に本日確認しておきたいことがございましたら、何か御質問等があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 次回以降の議論になる可能性もあるのですが、お伺いしたいのですが、廃棄物の関係ですけれども、1点目は、この廃棄物について評価をしない理由が、24ページの理由を見ますと、量が少ないからというような書き方をされていらっしゃるのですが、その考え方でいいのかなというのは考えているところがございます。ですから、そのあたりをもう少し次回に検討していただければと思います。

2点目は、仮設を解体するときに、今後全体計画で評価しますということを示されていますけれども、全体計画はいつごろ出てくる御予定なのかどうかですね。廃棄物の場合、事前に仮設の工事の量のある程度把握しておかないといけないところだと思います。

多分、この馬事公苑のところは特殊例で、ほかの案件では、一体の本体工事の中で仮設も込みでやられているところが多いと思いますけれども、馬事公苑は多分建設主体が若干違っていらっしゃる場所があって、仮設工事だけで別途上がっている特殊な案件だと思いますので、そういうことも含めまして、廃棄物のところの選定しなかった理由をもう一度検討いただければというところです。

以上です。

○柳会長 どうぞ。

○臼井施設調整担当課長 今、いただいた御質問に対してでございますけれども、まず、仮設の整備について、これまでのアセスの中で予測・評価してまいりました部分につきまして、恒設施設整備の部分のみとなっております。各会場とも全て恒設整備のみとなっております。

して、仮設については、今年度進めていただく形になってございます。環境影響評価につきましても、今年度進めていく形になってございまして、廃棄物の解体の部分につきましては、解体する段階としては今後という状況もございまして、全体計画の中で解体の部分も廃棄物のところはアセスに入れていければと思っているところではございますけれども、全体計画のアセスにつきましては、平成31年度に評価書案という形で考えているところではございません。

また、最初の土量についてでございますけれども、次回でというお話もございましたが、基本的にはこれまでのアセスの状況も踏まえながら、土量として非常に少ないというところもございまして、今回、このような形で整理させていただいたというところではございません。

○柳会長 谷川委員、いかがでしょうか。

○谷川委員 次回に議論していただければとところで間に合うのであれば、それで結構ですけれども、今、もし私の意見を言ってよろしいのであれば申し上げますけれども、いかがいたしましょうか。

○東條オリパラアセスメント担当課長 ちょっと補足をさせていただければと思うのですが、廃棄物のところなのですが、15ページの施工計画のところの(5) 工事中の廃棄物処理計画ということで、こちらのほうにきちんとリサイクルに努めます、それが困難なものについては、適切な処理を行いますというようなことについてですとか、解体工事については可能な限り再利用を図っていきますということを検討していますということは、施工計画の中では書かせていただいているということになります。

○谷川委員 そうであれば、私のほうは、量が少なくても恒久工事でやっていますから、同じようにきちんとこうやりますよということで、量の大小でやってしまうと、では、どの量だったらやって、どの量だったらやらないのかという変な議論になってしまう可能性がありますので、しっかりそういうものを検討されていますよということであればきちんとそれをお書きいただいたほうがよろしいのではないかというスタンスで意見を申し上げています。かえって少ないとやらない、では、どこまでだったらやるのという変な論議になってしまう可能性がありますので、しっかりやられているのだったらそうしていただいたほうがよろしいのではないかということです。

○東條オリパラアセスメント担当課長 ありがとうございます。御意見を参考にさせていただきながら、記載のほうは検討してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○柳会長 記載については、評価書の段階でちゃんと記載していただくということを御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にほかにないようですので、次の議題に移りたいと思います。議事2「日本武道館について」です。評価書及びフォローアップ計画書について、報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 日本武道館についてでございますけれども、こちらについては、本年2月に評価委員会で御審議をいただいております。その後、環境局長意見を2月22日に送付しております。その意見を踏まえて、オリンピック・パラリンピック準備局が評価書を作成して、先月4月5日に公表しております。また、フォローアップ計画書につきましても、翌日4月6日に公表されておりますので、評価書とフォローアップ計画書をあわせてオリンピック・パラリンピック準備局から御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、日本武道館の評価書及びフォローアップ計画書について説明させていただきます。

日本武道館については、ただいま説明がございましたけれども、平成30年2月22日に受領いたしました環境局長意見を踏まえ、平成30年4月5日に評価書を環境局長に提出いたしました。環境局長意見を踏まえた評価書の記載内容につきましては、資料3「日本武道館環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」に記載してございます。また、この評価書で行った予測・評価に対する追跡調査を実施していくため、フォローアップ計画書を作成し、4月6日に関係局長に提出いたしました。今後、このフォローアップ計画書に基づき調査を行い、報告書をまとめていくこととなります。

それでは、資料3「日本武道館環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」をご覧ください。本資料の幾つかの項目を抜粋して、概略を説明させていただきます。

まず、資料3の1ページ目の5段目の「水利用」につきまして、現時点では雨水利用や循環水（中水）利用の計画はないとしていることから、これまでの雨水利用や循環水（中水）利用の検討過程を明らかにするとともに、環境保全措置を徹底し、より一層の上水利用の削減に努めることという御意見をいただきました。

これにつきまして、日本武道館の評価書の102ページをご覧ください。「9.5.2 予測」の「(5) 予測結果」に、計画地は、皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）に位置していることから、中道場棟の増築による敷地拡張が公園面積を削減することとなるため、拡張面積を極力コンパクトにした設計としている。また、中道場棟は本館と連携するため連絡地下通路でつ

ながらことから、地下階高も本館に合わせて3.0mとしている。そのため、中道場棟に雨水利用設備の導入も検討したが、ろ過・処理機械室の面積確保が困難であること、地下ピットに雨水貯留槽の設置は可能なものの配管の設置が非常に困難であることから、設置不可となった。また、本館の改修においても雨水利用設備の導入を検討したが、既存地下ピットを雨水貯留槽が設置可能となるよう改修することは困難であり、さらに本館建物内に新規の雑用水管を施工することが不可能なため、設置不可となったという検討過程につきまして、追記させていただきました。

資料3に戻りまして、1ページ目、6段目の「廃棄物」につきまして、2つの御意見をいただいております。その2つ目の御意見ですけれども、本館の改修工事において、多くの種類の建設廃棄物の発生が見込まれることから、これらの種類ごとの発生量や再資源化量等を予測した上で、発生量や再資源化の実績、適正処理の状況等をフォローアップ調査で報告することという御意見をいただきました。

これにつきましては、121ページをご覧ください。「表9.6-9 建設廃棄物の種類ごとの発生量（本館：改修）」及び「表9.6-10 建設廃棄物の種類ごとの発生量と再資源化等量（本館：改修）」を追加しまして、本館の改修工事についても、種類ごとの発生量や再資源化量の予測を追記いたしました。

また、124ページの「(2) 予測に反映しなかった措置」の5ポツ目に、工事の実施に当たっては、多くの種類の建設廃棄物が発生する可能性があることから、発生量、再資源化や適正処理の状況について、フォローアップで確認することを追記いたしました。

続きまして、資料3の2ページ目、3段目の「安全」でございます。こちらにつきましては、本館についてバリアフリー化の改修を行うとされていることから、バリアフリー化が行われる箇所について図示するなど、事業の効果を分かりやすく説明することという御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の190ページ及び191ページをご覧ください。「図9.10-4 バリアフリー対応計画（本館）」を追加いたしまして、190ページの表9.10-18 (1) に図と対応する位置番号を追加してございます。

続きまして、資料3の2ページ目の4段目の「消防・防災」について、緊急時には、自動火災報知設備との連携によるスムーズな避難誘導を行う計画としていることから、避難誘導に当たっては、観客の多様性に配慮した情報の伝達に努めることという御意見をいただきました。

これにつきましては、評価書の211ページ及び213ページをあわせてご覧いただきたいと思

います。まず211ページでございますけれども、211ページの最終段落の2行目、下からですと6行目になりますけれども、非常放送については、日本語以外の多言語化に対応した設備とするなど、施設利用者の多様性に配慮した避難誘導情報の伝達を行う計画としていることを追記いたしました。

また、213ページの「9.11.3 ミティゲーション」「(1) 予測に反映した措置」の3ボツ目に、避難誘導情報の伝達は、多言語化に対応した設備等、施設利用者の多様性に配慮した計画としていることを追記いたしました。

そのほかの委員会の中でいただいた御質問、御意見につきましても、簡単に御回答させていただきます。

「廃棄物」についてでございますけれども、御質問のあった内容として、建設発生土の発生量が1万2,000m³と記載されている中に汚染土壌が含まれているのか。汚染土壌が含まれているのであれば、建設発生土のところで適切に処理することを記載してもよいのではないかという御意見をいただいておりますけれども、これにつきまして、評価書の120ページをご覧ください。「表9.6-8 建設発生土の発生量と有効利用量」の注1)に、なお、「9.1 土壌」に示した汚染土壌は、中道場棟の増築に係る掘削範囲外で検出されたことから、上記発生量には含まれていない。汚染土壌については、適正に処理することとし、その量についてはフォローアップで確認することを追記させていただきました。

また、建設発生土以外にも、電気設備の交換などにより備品が廃棄物として出てくるので、PCBについても注意することという御意見をいただいております、これにつきまして、評価書の108ページをご覧ください。1行目に、「なお、日本武道館においては、PCBを含む照明の安定器及びアスベストを含む壁面等が確認されている。特別管理産業廃棄物となるPCBを含む照明の安定器については、にじみや漏れは確認されておらず、鋼製の容器の状態は良好であることが確認されている。なお、PCBを含む照明の安定器は処分予定となっており、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、処分するまでの期間は適正に保管・管理されること」を追記いたしました。

続きまして、「公共交通へのアクセシビリティ、交通安全」に関しまして、駐車場の新設もあるが、駐車場への車のアクセスがどのように行われているのかについて、図面から読み取れないため、確認することという御意見をいただいております、これにつきましては、評価書の20ページをご覧ください。「図7.2-5 駐車場配置計画図」におきまして、計画地を示す赤い点線がございますけれども、この点線の右下あたりのところに記載してございます

ように、入庫、出庫の位置を追加してございます。

資料3に関する説明は以上でございまして、続いて、フォローアップ計画書の内容について、担当から説明いたします。

○オリパラ準備局 続きまして、フォローアップ計画書に基づきまして、御説明をいたします。

お手元の日本武道館フォローアップ計画書の51ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの一覧表でフォローアップの全体的な計画をお示ししてございます。51ページは、工事中のフォローアップの計画でございます。左側に「土壌」「緑」から選定した環境影響評価項目についてそれぞれございまして、この中で「土壌」と「緑」につきましては中道場棟の増築工事に伴う工事に関するものでございますので、こちらはまず中道場棟の増築工事期間、継続的に調査をするとともに、「緑」につきましては、一旦、外構が整備される平成31年8月の時点で調査を実施する計画でございます。

その他の項目につきましては、本館の改修工事に伴うものもございまして、本館の改修工事期間中も含めて継続調査を実施して、それらを含めまして、平成32年の8月末をめどに大会前の報告書を提出したいと考えてございます。

続きまして、53ページでございます。こちらの53ページが大会開催後のフォローアップの計画でございまして、こちらは施設が供用を開始してから、持続的稼働に伴う項目についてフォローアップする計画を示してございまして、施設が供用してから1年間程度、定常状態になってから1年間程度の期間、継続的に調査を実施する計画でございまして、それらを含めまして、平成33年度末をめどに開催後の報告書として提出したいと考えてございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま評価書とフォローアップ計画書についての説明がありましたけれども、何か御質問等はございますでしょうか。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 119ページのところに表9.6-7がありまして、ここで建設混合廃棄物について、排出率を3.5%以下にするという目標値を立てているわけですね。これは前の、そのページの上の文章から見ていくと、改修に伴う本館についてと増築に伴う中道場棟についてという2つの記述があって、こういう方法でやるよということで、そのあたりに「なお、建設混合廃棄物については、分別の促進により、排出量が3.5%以下になるものとした」、するというこ

となのですけれども、それが125ページの評価のところで行くと、「ウ．建設工事に伴い生じる廃棄物」というところで「減量等を図る」の中にある括弧の中ですけれども、「（建設混合廃棄物）排出率の3.5%以下（増築）または5.44%以下（改修）」ということになっているのです。これは119ページを見ると、両方合わせて3.5%以下と読むのが当然普通だろうと思いますが、ここでは2つ使い分けているのですね。ここで5.44%という数字がもう一つ、121ページに本館の改修が出てきて、本館の改修が5.44、この辺の関係が非常に分かりにくくなっている。これはどういうことなのか御説明いただけますか。

○オリパラ準備局 御指摘、確かに分かりづらいところがあったところだと思います。119ページに示している3.5%といったところが、中道場棟の建設工事に伴う値を示してしまっていて、121ページの表9.6-10のところでは5.44%という数字が出てございます。それらが評価の125ページの文章のところでは使っているところなのですけれども、御指摘のとおり、その関係性が分かりづらいと思います。記載が不十分で申しわけございませんでした。

○中杉委員 119ページの表9.6-7のところは、両方合わせてと読めるのがおかしいのか、そこら辺のところは少し整合をとってもらわないと、何かごまかしをしているのではないかととられかねないので、少しきっちり整理してください。

○オリパラ準備局 ありがとうございます。

特に119ページのところが曖昧なところがあったかと思いますが、今後注意いたします。

○柳会長 それでは、ほかにはいかがでしょうか。

池上委員、どうぞ。

○池上委員 「消防・防災」のところは、意見に対して、右側に「避難誘導に当たっては、多言語化に対応した設備とするなど、施設利用者の多様性に配慮した避難誘導情報の伝達」と日本武道館の資料3のところに回答として書いているのですが、この情報伝達の中にはピクトグラム、絵標識なども含むと理解してよろしいでしょうか。緊急時には、放送というのは確かに設備としては有効なのですが、意外におろおろしてしまっていて、それを聞くということが割とやりにくいというか、余り効果を発揮していないのです。それよりも、むしろ平常のときから、誘導の標識によって外国人も、意外に日本は遅れているのですが、外国に行きますと絵標識が非常に徹底しているので、この2020を非常にいいチャンスと捉えて、そこを徹底してほしいと、前からいろいろな関係部署にお伝えはしているのですが、なかなか進まない。国では国土交通省ですか。そちらが管轄しているということなのですが、東京都でもそのようなところに本腰を入れていただけたらと思っています。その辺が分からなかったも

のですから、御質問でした。

○白井施設調整担当課長 ただいまの御質問に対してでございますけれども、大会時におきましては、表示等、分かりやすくしていく取組は進めているところでございます。今回の日本武道館さんの整備において表示するものとしては、通常の法令等に従って、非常口はこちらといったような通常のピクトグラム等になっていくと理解してございます。

○柳会長 池上委員、いかがでしょうか。今の回答でよろしいでしょうか。法令どおりということですが、それだと意図したところと違うということですね。

○池上委員 オリンピックがいいチャンスですので、この際、ピクトグラムを徹底していたらなというのが私の願いです。

○柳会長 事務局のほうでいかがでしょうか。そこまで踏み込んでピクトグラムで表示するという一歩を踏み出すのかどうかというところが核心のところなのですが。

○白井施設調整担当課長 今後大会全体のアセス等も考えていくところでございますので、その中で少し検討させていただければと思います。よろしくお願いします。

○柳会長 では、全体計画の中でそこら辺を明らかにしていただくと理解でよろしいですね。ありがとうございます。

水村委員、どうぞ。

○水村委員 今のピクトグラムの件なのですが、避難誘導ということで御指摘されましたが、その上の「安全」のところ、バリアフリー化という考え方も非常に広義になっておまして情報提供というものもバリアフリー化の中の一つとして位置づけられるようになっておりますので、ピクトグラムは認知的な障害がある方に対してのバリアフリーとしても位置づけられますので、積極的にお考えいただく。オリパラのガイドラインのほうに、恐らく情報提供ということで位置づけられていると思いますので、以前よりはもっと質のいい、より幅の広い情報提供として位置づけられる方向なのだと私自身は理解しております。

○柳会長 ありがとうございます。

何か事務局のほうで。

お願いします。

○白井施設調整担当課長 アクセシビリティ・ガイドラインの中で、そういったソフト面の記載もございまして、そういったことに基づいて、大会での取組を進めてまいります。

○オリパラ準備局 評価書の187ページをご覧いただきたいのですが、**「安全」**という項目の中で、安全に係る計画を整理していることになりまして、この表の下段のところ、

「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」というものを記載させていただいております。その中で、右側のところの組織委員会による情報発信・表示サイン等の基準というところで記載させていただいております。そういったものが入っているところがまずあります。

さらに、191ページのところでございますけれども、こちらは移動の安全のためのバリアフリー化の程度というところの予測の結果でございます。191ページの下段の2行ですね。当然施設整備に当たりまして、「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備を行うことになってございますので、そういった観点は含まれている状況でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議事3に入ります。議事3「選手村について」です。フォローアップ報告書についての報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 選手村についてでございますけれども、こちらは平成27年12月に評価書を公表しております。平成28年4月にフォローアップ計画書を公表しております。このたび、フォローアップ報告書が先月4月5日に公表されましたので、こちらもオリンピック・パラリンピック準備局から御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、選手村のフォローアップ報告書（大会開催前その1）について説明させていただきます。

選手村につきましては、一部の項目について、フォローアップ結果を取りまとめ、4月5日にフォローアップ報告書（大会開催前その1）を関係局長に提出いたしました。詳細につきましては、引き続き担当から御説明させていただきます。

○オリパラ準備局 それでは、選手村フォローアップ報告書（大会開催前その1）について報告させていただきます。

まず、フォローアップ報告の前に7ページをご覧ください。フォローアップ計画書からの計画の変更について御説明申し上げます。

まず1点目、工事工程の変更です。設計の進捗による工事工程を変更しております。基盤整備工事、宿泊施設及び関連施設の工事工程を変更しています。なお、工種、工法及び全体工事期間に変更はございません。変更後、変更前の全体工事工程を表5.1-1に示しております。

また、変更後の工事用車両の山積みを9ページ、変更前の工事用車両の山積みを10ページに示しております。変更後においては、ピーク月における台数は1,250台と、変更前よりも低減されています。

また、13ページ及び15ページに建設機械の稼働台数について、変更後及び変更前を示しております。

また、18ページ、19ページをご覧ください。工事用車両の走行ルートを変更しております。築地市場の移転が遅延したことによって、使用できなかった環状二号線の未開通区間のうち、晴海-豊洲間において工事用車両の通行を平成29年2月より開始しております。

これらを踏まえた予測・評価の見直しについて、20ページ、21ページに示しております。まず表5.2-1(2)、上から2番目「交通渋滞」についてご覧ください。施工計画の変更に伴い、工事用車両の走行ルートが変更になっておりますが、工事用車両台数は評価書で想定した台数を下回るため、予測・評価の見直しは行わないこととしています。

また、「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」については、走行ルートとなりました環状二号線未開通区間のうち、晴海-豊洲間については、歩行者は使用できないこととなっていることから、こちらについても非選定となっております。ほかの項目についても、予測・評価について、見直しは必要ないと判断しております。

それでは、フォローアップ報告についてに移りたいと思います。39ページ、工程表をご覧ください。上段に工事工程、下段にフォローアップ調査事項及び調査時期、報告時期を示しております。今回の大会開催前報告その1については、「移転」「交通渋滞」のフォローアップ調査結果を報告するほか、そのほかの項目のミティゲーションの実施状況について報告させていただきます。

まず41ページ、「土壌」からです。土壌のミティゲーションの実施状況を表6.8.1-3に示しております。土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく土壌汚染状況調査を実施した結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っており、土壌汚染は確認されておりました。今後新たに土壌汚染が確認された場合には、土対法及び環境確保条例に基づき、今後のフォローアップ報告書において報告させていただきます。

次に「廃棄物」のミティゲーションの実施状況を43ページに示しております。表6.8.2-3、枠の一番上、掘削工事に伴い発生する建設発生土については、一部を場内で利用したほか、場外に搬出する場合には、受入施設の受入基準への適合を確認した上で、適切な建設発生土受入施設へ搬出しております。

また、下から4箱目、基礎躯体部に鋼製型枠を一部採用することで、木材系型枠の使用量を低減しております。その実施状況については、44ページに示しております。

次に「エコマテリアル」のミティゲーションの実施状況について、46ページに示しており

ます。表6.8.3-3、枠の一番上、工事の実施に当たっては、「東京都環境物品等調達方針」における特定調達品目に掲げられている高炉セメントのほか、特別品目に掲げられているスーパーアッシュセメントを用いた製品や再生砕石を使用しております。

そのほか、エコマテリアルの利用状況については、今後確認を行い、今後のフォローアップ報告書において報告していきます。

48ページ、「温室効果ガス」のミティゲーションの実施状況を示しております。計画地内には、アイドリングストップの掲示を行うなど、温室効果ガスの排出を抑えるよう努めております。

次の項目「エネルギー」についても同様です。

52ページ、「移転」です。移転の調査事項については、施設の整備等による住宅、店舗等の規模、範囲及び程度としております。調査結果を53ページに示します。

東京都が都有地を中央区に貸し付け、中央区が晴海運動場として使用していた運動場については、本選手村整備に当たり、平成27年4月に使用を中止しております。中央区はホームページ上で使用中止について周知しており、代替施設のあっせんを行っているところです。

ミティゲーションの実施状況については、その下、表6.8.6-3に示しております。東京都は、使用できなくなる時期が明確となった時点で、その旨を中央区に周知し、代替施設についての情報提供を行うなど、ミティゲーションを実施しております。

54ページから、「交通渋滞」です。調査事項としましては、工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生または解消など、交通量及び交通流の変化の程度としております。

56ページ、調査地点を示します。断面交通量として、No.1からNo.4、出入口の交通量として、No.A及びNo.Bとしております。調査は工事用車両の走行台数が最大となる平成29年11月としました。

調査結果を57ページ以降に示します。まず、出入口の調査結果といたしましては、No.A地点において大型1,480台、小型20台、合計1,500台が出入りしていました。また、No.Bについては、大型1,320台、小型20台の1,340台が出入りしていました。59ページ及び60ページに、それぞれの断面交通量を示しております。工事用車両の台数といたしましては、No.1で125台、No.2で148台、No.3で15台、No.4で239台となっております。

ミティゲーションの実施状況を61ページに示します。表の一番上の段、工事用車両の走行ルートについては、補助314号、有明通り、晴海通り及び環状二号線のうち晴海-豊洲間と工事用車両の走行ルートを複数に分散させています。

また、建設発生土の輸送については、海上輸送を行い、ダンプトラック5万2,000台分に相当する約30万 m^3 の建設発生土を海上輸送により搬出することにより、周辺の交通渋滞の緩和に努めました。

また、交通渋滞に関する苦情は、平成29年12月末までで3件寄せられています。本事業の工事用車両であると確認されたものについては、運転者への指導を徹底したほか、本事業との関係を確認できなかったものについては、計画地周辺において同時期に行われている事業への情報共有を図るなど、低減に努めています。

予測結果とフォローアップ調査結果との比較を64ページに示しております。工事用車両の走行量は、全ての地点において予測結果を大きく下回っていました。これは平成29年4月から10月にかけて、工事用車両の一部を海上輸送に変更したことにより、効率的な運行管理ができており、計画されていた工事用車両の台数に対して、実際の台数が低減されたこと、環状二号線の未開通区間のうち、晴海-豊洲間において、工事用車両の通行を開始したことなどのミティゲーションの実施により、工事用車両が低減されたものと考えます。

続いて、65ページ、66ページ「公共交通へのアクセシビリティ」について、ミティゲーションの実施状況を報告します。表6.8.8-3、下から3番目、歩道を占有する工事の際には、所轄警察の許可を得た上で、バリケードの設置や代替路の確保、交通整理員を配置し、歩行者の妨げにならないよう配慮しております。

また、一番下の段、会場エリア内にある晴海客船ターミナルへのアクセスルートを確保しており、それについて、案内・誘導看板を設置しております。

ミティゲーションの実施状況を66ページに示します。アクセシビリティに関する苦情は、平成29年12月までに1件でした。客船ターミナルまでの歩行者動線が分かりづらいというものでしたので、案内・誘導看板を追加するなど対応を図っております。

続いて、「交通安全」について、ミティゲーションの状況です。69ページをご覧ください。表6.8.9-3、一番下の段、児童の登下校時間帯には極力工事用車両の走行を控えるほか、通学路の安全走行の徹底について定例会議で指導を行うなど、交通安全の影響の低減に努めました。

交通安全に関する苦情はこれまで1件寄せられており、環状二号線の豊洲側において、ダンプトラックに接触しかけたというものでした。こちらについては、運転者への指導を徹底しております。

続いて、71ページ、その他項目についてのミティゲーションの実施状況です。「史跡・文

化財」については、既存資料調査により、有形文化財及び周知の埋蔵文化財は確認されてお
りません。今後、工事の実施に伴い、新たに史跡・文化財が確認された場合には、今後のフ
ォローアップ報告書において明らかにすることとしております。

以上で、選手村フォローアップ報告書（大会開催前報告その1）の説明を終了します。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

それでは、最初に水村さんから、どうぞ。

○水村委員 1点ほど確認させていただきたいのですが、最後の御報告にありました69ページ
の苦情というところで、ダンプトラックに接触しかけたというのが、人なのか車両なのかと
いうあたりで問題がかなり違ってくると思うのですが、何が接触しそうになったのでしょ
うか。

○オリパラ準備局 苦情の内容については確認させていただきます。

○水村委員 恐らく接触しかけた対象によって、交通整理員への指導でいいのか、そのほか
のことなのか、違ってくると思います。恐らく交通整理員への指導なので、歩行者なかな
とは思いますが、そこら辺の関係性を明確に位置づけておく必要があると思いました。

以上です。

○柳会長 それでは、次に中口委員、どうぞ。

○中口委員 57ページから59ページの表の見方がよく分からないので教えていただきたいの
ですけれども、まず、地点A・Bというのは、工事用車両のみを測定していて、それから、No. 1、
No. 2、No. 3という算用数字の地点は、これは一般車両も含めた交通量を測定しているとい
うことでよろしいでしょうか。

○オリパラ準備局 お答えいたします。

いずれも、この工事に関係しているもの、それ以外のものについて、全て計上しているも
のになります。例えばNo. 1の入る方向の台数としては、まず大型車として、6時から7時台で
は、全体では44台であったのに対して、そのうち1台が工事用車両であったという見た目にな
ります。

○中口委員 ありがとうございます。

それでは、地点A・Bについては、工事用車両のみということでもよろしいわけですね。

○オリパラ準備局 地点A・Bについても、Aについては一般車両も通っておりますし、Bにつ
いては、この選手村以外にも、例えば臨港消防署ですとか、こちらの工事には関係ない車両

も走っておりますので、本事業の工事用車両以外の台数についても掲出しています。

○中口委員 分かりました。

細かい話なのですがすけれども、地点AとBのところの合計値の中での工事用車両の内訳というものを出しているといいのかなという気がしまして、つまり、例えば地点Aの全時間帯を通した合計台数というのは4,362台ですね。その中で工事用車両というのは、1,480プラス20の1,500台ということですね。

○オリパラ準備局 おっしゃるとおりです。

○中口委員 その後、要するに、59ページのNo. 1、No. 2のほうには、合計の中の工事用車両の内訳が出ているのですがすけれども、こちらは出ていないので、一瞬戸惑いましたので、質問させていただきました。

○オリパラ準備局 御意見ありがとうございました。今後の図書ではそちらを反映するようにいたします。

○柳会長 谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 廃棄物の関係なのですがすけれども、一部には記入はされているのですが、今回はこういうことをやりましたというだけで、定量的な数字が上げられていないのですがすけれども、これは次のときには全部報告されるという理解でよろしいでしょうか。一部再生利用のところについてはフォローアップ計画で報告すると書いてありますけれども、ほかのものについて何も書いていないのですから、今回はあくまでもこういうことをやりましたという定性的なもので、定量的なものは最終的に報告されるという理解でよろしいでしょうか。

○オリパラ準備局 おっしゃるとおりです。

○谷川委員 もう一点なのですがすけれども、これも細かな話で恐縮なのですが、交通ルールのところで輸送ルートを一時的に船便に変えたという記載があるのですがすけれども、それが前のほうでの計画の変更の中に記載されていなかったようなところがありまして、軽微な変更ということだったのかもしれませんがすけれども、計画の変更の、当初の交通ルートを変えたと理解してよろしいのですね。そうすると、当然前段階のほうで計画の変更のところに記載されるべきことかと思ったものですから、その辺は確認させてください。

○オリパラ準備局 確かに前段部分では記載してごさいませんでしたでしたが、おっしゃるとおり計画の変更に関するものでしたので、前のほうにも書いたほうがよかったかもしれませんがす。ありがとうございました。

○柳会長 中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 谷川委員と同じ意見だったので、もう谷川委員の御発言で結構なのですが、基本的に定量的な評価をしなければいけない、こういうミティゲーションはこうやりましたというのは、ある断面を見ているだけの話なので、それをトータルに見たときにどうなのかという話になります。例えば木製の型枠を非木材製の型枠を使うよというのは、これは廃棄物の全体量、リサイクルをしやすいものを使って、廃棄物の発生量を減らすということを言われているのだらうと思われるので、これは将来は出てくるのだらうというのは、先ほどのお話でそこら辺も含めて議論していただけるのだらうと思います。

もう一つは、全体に先ほどの自動車の交通量もそうですけれども、交通量は現状こうなったのだということだけなのですが、それが予測の結果どうだったのかという記載を入れていただいていたほうがいいのかなど。アセスというのは基本的に予測手法はある方法を使うわけですけれども、これは通常のアセスもそうですが、それが正しくやれているのかどうかを常にチェックしていく必要があるので、そういうことも少し記載していただくといいかもしれない。必ず合わなければいけないということではなくて、ずれが出てくるのでしょうか、そういうことがあり得るだということを出していく必要があるのだらうと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

事務局、どうぞ。

○オリパラ準備局 先ほどの交通渋滞の件に関しては、64ページに予測結果とフォローアップ調査結果との比較を掲載しております。御説明が不十分であったようで申しわけありません。こちらをご覧ください。

○柳会長 中杉委員、64ページに評価結果は示していますということなのですが、よろしいですか。

○中杉委員 はい。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に議事4に入りたいと思います。フォローアップ報告書で「馬事公苑について」です。

それでは、報告をお願いいたします。

○東條オリパラアセスメント担当課長 馬事公苑の恒設施設の部分につきましては、評価書（その1）及びフォローアップ計画書（その1）を平成28年12月に公表いたしまして、評価書（その2）及びフォローアップ計画書（その2）を平成29年8月に公表しております。本件につ

きましても、フォローアップ報告書が先月の4月5日に公表されておりますので、オリンピック・パラリンピック準備局から御報告させていただきます。

○臼井施設調整担当課長 それでは、馬事公苑のフォローアップ報告書（大会開催前その1）について説明いたします。馬事公苑につきましては、日本中央競馬会による恒久施設改修整備において、予測・評価した一部の項目について、フォローアップ結果を取りまとめまして、4月5日にフォローアップ報告書（大会開催前その1）を環境局長に提出いたしました。

詳細につきましては、引き続き担当から説明させていただきます。

○オリパラ準備局 続きまして、馬事公苑フォローアップ報告書（大会開催前報告その1）について報告いたします。

フォローアップ報告書の37ページをご覧ください。先ほどの選手村と同様に、上段に工事工程、下段にフォローアップ調査事項及び調査時期、報告の時期を示しております。今回は、建設機械の稼働に伴う「大気等」「騒音・振動」のフォローアップ調査を実施したため、その調査結果を報告いたします。また、既存施設の解体工事が終了したため、計画地の改変に伴う「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」について、フォローアップ結果を報告するほか、全項目でのミティゲーションの実施状況を報告いたします。

まず、「大気等」についてです。大気については43ページをご覧ください。図8.1-1に建設機械の稼働に伴う大気質の調査地点を示しております。予測により求められた最大濃度着地地点であるNo. A地点において、公定法及び簡易法による測定を行いました。また、二酸化窒素については、参考として、計画地北側及び南側敷地境界付近においても、簡易測定法による調査を行いました。

調査結果を44ページに示します。公定法における二酸化窒素の1時間値の日平均値は0.027～0.047ppm、日最高値は0.042～0.108ppm、期間平均値は0.032ppmでした。浮遊粒子状物質の1時間値の日平均値は0.008～0.024mg/m³、日最高値は0.013～0.055mg/m³、期間平均値は0.015mg/m³でした。

また、46ページに簡易法の結果を示しております。

公定法による調査結果と簡易法による調査結果の日平均値の比較を図8.1-2に示しておりますが、公定法と簡易法の調査結果は、おおむね同様の結果を示しておりました。

また、48ページをご覧ください。建設機械の稼働状況及び仮囲いや防音シートの設置状況を示しております。一部において仮囲い、防音シートが設置されていないものの、ほぼ全周に設置されている状況となっております。

49ページより、ミティゲーションの実施状況を示しております。表8.1-8、工事用車両のミティゲーションの実施状況として、タイヤ洗浄設備の設置や、工事用車両の出入口付近の清掃などを行っております。

また、建設機械のミティゲーションの実施状況を50ページに示します。上から2段目、北エリアについては、エリアの北側、西側、東側の一部、地下道スロープ施工範囲、こちらは南側になりますが、こちらに鋼製仮囲いを設置しております。また、南エリアのエリア北側に位置する地下道スロープの施工範囲には2.0mの鋼製仮囲いを設置したほか、それ以外の箇所については防音シートつきパネルを設置しております。また、公和寮エリアには防音シートを設置しています。

それぞれの実施状況につきましては、52ページ、53ページ及び54ページに写真で示しております。

予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討を56ページに示しております。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）に対し、フォローアップ調査結果は期間平均値であるために単純な比較はできませんが、二酸化窒素については、公定法で0.032ppm、簡易法で0.031ppmであり、予測結果の0.0249ppmよりも高く、浮遊粒子状物質については0.015mg/m³であり、予測結果の0.0219mg/m³よりも低い値となっております。

また、大気汚染に係る環境基準は、二酸化窒素については日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質については日平均値の年間2%除外値によって判断されるものであることから、環境基準と本調査結果との単純な比較はできませんが、調査期間における二酸化窒素の1時間値の日平均の最大値は、A地点で0.047ppm、簡易法では0.045ppmであり、環境基準の範囲内でした。浮遊粒子状物質については、調査期間における1時間値の日平均値の最大値は0.024mg/m³であり、環境基準を下回っていました。

建設機械の種類及び稼働台数の比較については、57ページをご覧ください。フォローアップ調査時には、予測条件では想定していなかった解体工事や杭工事等の工種が増加していましたが、稼働台数は70台から54台に低減されていきました。また、バックグラウンド濃度の比較を58ページに示します。二酸化窒素は予測条件より高く、浮遊粒子状物質は予測条件と同程度となっております。また、予測時には、仮囲いはほとんど設置しない予定であったのに対し、先ほど御説明差し上げましたとおり、フォローアップ調査時には、ほぼ全周に仮囲い、防音シート等が設置されておりました。

以降、考察です。浮遊粒子状物質については、バックグラウンド濃度が予測条件と同程度

であり、建設機械の台数を減らしたこと、鋼製仮囲いの設置範囲を拡大したことなどにより、フォローアップ調査結果は予測結果を下回っていたと考えられます。

また、二酸化窒素についても、同様のミティゲーションの実施により、大気環境への影響の低減に努めてはいましたが、バックグラウンド濃度が予測条件よりも高かったことから、フォローアップ調査結果は予測結果を上回ったものと考えております。

続いて、「生物の生育・生息基盤」について、59ページ以降、ご覧ください。こちらの調査事項としましては、生物・生態系の賦存地の改変の程度、新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度としています。

調査結果の御説明に当たり、8ページ、現況図をご覧ください。事業の実施に伴い、生物の生育・生息基盤である植栽樹群の一部が消失し、これらの緑地に依存する種の生育環境の一部が一時的に消失しております。

ただ、高木が生育する主要な生物・生態系の賦存地である武蔵野自然林、図では右の方に位置しているところです。また、苑内の外周部の樹木帯においては、保全エリアとして樹木保全を実施しており、苑内については、はらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を保全しています。また、苑内の一部の樹種については、はらっぱ広場、サクラドレッサージュ、放牧場等の外構部へ移植を行ったほか、場外への移植も行っております。

61ページにお戻りください。新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度として、中段に示しております。事業の実施に伴い、生物の生育・生息基盤である植栽樹群の一部が消失し、これらの緑地に依存する種の生育環境の一部が消失しております。これらについては、現在施工中であることから、新たな生物の生育・生息基盤の創出はありませんが、その程度については、確認を行い、今後のフォローアップ報告において報告することとしております。

ミティゲーションの実施状況を62ページに示します。一部、緑地の整備等については、今後のフォローアップ報告で報告することとしておりますが、表8.2-3の1枠目及び2枠目等には、樹木移植の状況についてまとめております。先ほども申し上げましたとおり、武蔵野自然林や外周部の樹林群を保全エリアとして保全を行っているほか、一部の樹種については、場内、場外移植を行っております。

その実施状況を63ページに示します。

次に、「生物・生態系」です。調査結果としましては、67ページをご覧ください。まず「ア、

陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度」を示します。事業の実施に伴い、計画地内の落葉広葉樹、常緑広葉樹、常緑針葉樹等の植栽樹が改変されたほか、シバ群落等の植物の生息地の一部が改変されております。

これについても、保全エリアとして樹木保全を行ったほか、既存樹木を可能な限り保全しております。また、確認された注目される種のうち、ギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、保全エリアである武蔵野自然林内の落葉広葉樹の近傍に可能な限り移植しています。

続いて「イ．陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度」です。事業の実施に伴い、樹林、草地、人工裸地の一部が改変され、苑内を主な生息地とする哺乳類、鳥類、昆虫類等の生息地が改変されました。多様な動物相が見られた武蔵野自然林や外周部樹林帯を保全することにより、苑内の動物種及び動物群集の多くは保持されていると考えられます。

続いて、「ウ．生育・生息環境の変化の内容及びその程度」です。事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる樹木等の伐採や土壌が改変されました。また、計画地内の植栽樹の林床の一部は、低木類や草本類が生育しているため、改変部付近に残存する樹林内では風や日射、温度、湿度等の気象条件が変化することにより、計画地内の植物群落の生育環境と、移動性の低い動物種及び動物群集の生育環境が変化しております。これについても、武蔵野自然林や外周部樹林帯を残すことにより、移動性の低い動物種及び動物群集の生育・生息環境の変化は緩和されていると考えます。

68ページ、生態系の変化の内容及び程度です。事業の実施に伴い、計画地内の樹林や草地の一途が改変され、生態系を構成する陸上動物、陸上植物が相互にかかわる生育・生息環境が改変されております。

現在は、工事の施工中であり、移動性の高い哺乳類や鳥類、昆虫類については、近隣の樹林や草地、また、保全エリアに移動していると考えております。全ての項目におきまして、現在工事の施工中であり、今後確認を行い、今後のフォローアップ報告で報告することとします。

ミティゲーションの実施状況を69ページに示します。まず、下から4段目、注目される植物であるキンラン、ギンラン、クゲヌマランは、植物の特性に配慮し、移植個体の根を傷めたり周辺土壌を乱さないよう、掘り取り可能なものについては、全て武蔵野自然林内に移植しております。

また、一番下の段、計画地内の日本庭園の池に生息していたニホンイシガメ、クサガメ及

びコイについては、JRA馬事公苑宇都宮事務所の池に移動しております。その実施状況を71ページに示します。

続いて、「緑」については、これまでお話しした内容と重複しますので、割愛させていただきます。

続いて、「騒音・振動」です。81ページ、図8.5-1をご覧ください。建設機械の稼働に伴う騒音・振動の調査地点を示しております。建設機械の稼働に伴う稼働が最大になると予測されたNo. A地点、及び建設機械の稼働に伴う振動が最大となると予測されたNo. B地点において調査を行いました。

調査結果を82ページに示します。建設機械の稼働に伴う作業騒音レベルは9時台が最大で70dB、この結果は、勧告基準を満足していました。

続いて、83ページに振動の調査結果を示します。建設作業振動レベルは、10時台が最大で50dBでした。この結果は勧告基準を満足していました。

また、85ページに建設機械の稼働状況及び仮囲いの設置状況について示しております。こちらは大気で示したものと同一ものになります。

ミティゲーションの実施状況を86ページに示します。まず、工事用車両のミティゲーションの実施状況として、アイドリングストップ等、エコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底しました。

また、下から4段目、周辺の配慮すべき施設への対応として、特に特別区道においては、事前に周辺インフラ工事や交通量等の状況を把握し、それに応じて交通整備員が適切なルートを選択するなど、渋滞とそれに伴う騒音・振動の低減に努めました。

建設機械の稼働に関するミティゲーションの実施状況を87ページに示します。大気で申し上げましたとおり、仮囲いの設置のほか、超低騒音型建設機械の採用や、サイレントパイラー工法など、騒音・振動の影響の低減に努めました。実施状況を88ページから90ページに示しております。

予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討を91ページに示しております。建設作業騒音レベルのフォローアップ調査結果は、1時間値の最大値が70dBであり、勧告基準値及び予測結果を下回っていました。

建設機械の種類及び台数等の比較については、92ページに示しております。大気と同様、フォローアップ調査時には、予測のときに想定していなかった解体工事や杭工事が増加していましたが、稼働台数は70台から54台に低減されておりました。また、仮囲いについても、

ほぼ全周に設置されておりました。以上のことから、周辺環境への影響が低減されたと考えます。

続いて、振動の調査結果を93ページに示します。振動については、1時間値の最大値が56dBであり、勧告基準値及び予測結果を下回っていました。

建設機械の種類及び稼働台数の比較は、94ページで示します。振動のフォローアップ調査時には、予測時に想定していた工種が実施されており、台数もおおむね同程度でしたが、調査地点の近傍で稼働する予定であった北エリアの地下道工事に係る油圧圧砕機、バックホウ等の建設機械は稼働していませんでした。

以上のことから、フォローアップ調査結果は予測結果を下回ったと考えます。

続いて、「景観」のミティゲーションの実施状況ですが、こちらも「生物・生態系」「生物の生育・生息基盤」と重複する内容ですので、割愛させていただきます。

続いて、「自然との触れ合い活動の場」のミティゲーションの実施状況として、99ページに示しております。工事用車両の出入口には、交通整理員を配置しているほか、計画地北側特別区道においては、極力工事用車両を走行させないようにするなど、周辺の触れ合い活動への影響の低減に努めました。

続いて、「廃棄物」のミティゲーションの実施状況を102ページ、103ページに示しております。表8.8-3(1)、下から2枠目、山留鋼材、覆工板については、リース品を採用し廃棄物の発生量を縮減するなどのミティゲーションの実施に努めております。

また、上から4段目、解体工事に当たっては、分別解体を行うとともに、廃棄物の種類別に再資源化施設への搬出などに努めました。その状況については、104ページに示します。

続いて、「エコマテリアル」のミティゲーションの実施状況を107ページに示します。表8.9-3、下から3箱目、工事の実施に当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況については、そちらの実施書について記録・保存しております。

エコマテリアルの使用状況については、今後確認し、今後のフォローアップ報告書において報告していきます。

続いて「交通渋滞」のミティゲーションの実施状況を109ページ、110ページに示します。表8.10-3、一番上の段、周辺の配慮すべき施設への対応として、工事用車両の走行ルートをもつ、工事用車両の出入口を複数用意し、搬出用、搬入用の門を決めるなどして、一つの出入口に車両が集中することを避けるなど、影響の低減に努めています。

続いて「交通安全」のミティゲーションの実施状況を112ページに示します。表8.11-3、上

から2段目に示すように、歩道を占有する工事の際には、交通整理員を配置し代替路への誘導等を行うなど、影響の低減に努めております。

以上、馬事公苑大会開催前報告その1のフォローアップ報告書の説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

興水委員、どうぞ。

○興水委員 この後報告があるのか分からないのですけれども、次のアセスの委員会がいつごろかということも含めて、何を申し上げたいかという、37ページに馬事公苑フォローアップの工程あるいは報告書の提出時期が一覧で予定表があるのですが、とりわけ「生物・生態系」と「緑」に関して、これは生き物なものですから、ミティゲーションの作業でこういうものを行っていますよ、やりましたよという報告は今、あって、おおむね報告書どおりになされているなということが分かったのですけれども、生き物なものですから、実はここから後が大事でして、ちゃんと生きていないと困るのです。

手当てがちゃんとできているかどうかというのは、その次の大会前報告書その2で報告がされるのだらうと思うのですけれども、これは報告が30年度の8月に一応あることになっていますが、私どもはいつごろ知ることができるのか。それから、私が今、一番心配する生き物がちゃんときちんと死なないでそこに居つたのかということについては、どの時点で知ることができるのでしょうかということが気になったものですから、教えてください。

以上です。

○オリパラ準備局 お答えいたします。

37ページのフォローアップ計画の工程でいきますと、次回御報告はその2という形で30年の8月に入っているのですけれども、そこにはミティゲーションの実施状況につきましては、継続的に御報告させていただきます。その後、最終的なといいますか、大会開催前その3というのが、平成32年の7月に御報告があると思うのですけれども、その時点で生物の「○」がついているような形で調査を行いまして、そこで最終的な御報告になろうかと思っております。

○柳会長 興水委員、どうぞ。

○興水委員 そういうことで結構だとは思いますが、繰り返しですけれども、生き物なものですから、その間、ちゃんと元気よくしているのかどうか、そこが一番大事なのです。最後のところで、やりましたけれども、結局だめでした、死にましたというのでは何をやって

いるのか分からないので、それをちゃんと実施者なり開発者にきちんと大事にするようにそれこそフォローを、誰がいつ、どのようにやるのかということも含めて教えてください。

○柳会長 どうぞ。

○オリパラ準備局 御意見ありがとうございました。そのとおりだと思います。

○輿水委員 よろしく願いいたします。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問がないようですので、最後に議事5に移りたいと思います。「その他」です。事務局から報告事項等があればお願いいたします。

○白井施設調整担当課長 それでは、オリンピック・パラリンピック事務局の白井から2件報告させていただきます。

まず、資料4「海の森水上競技場 フォローアップ調査結果（速報）」をご覧くださいければと思います。海の森水上競技場に関しましては、平成31年10月にフォローアップ報告を予定してございますけれども、今回速報としまして、工事用車両による騒音のフォローアップ調査結果について御報告させていただきます。

本施設では、平成29年12月に工事中の工事用車両に係る「大気等」と「騒音・振動」のフォローアップ調査を実施してございまして、表-1のフォローアップ調査結果の表の真ん中あたりにあります「フォローアップ調査結果」の列にお示ししたとおり、No.1地点では、昼間及び夜間の環境基準値を超過、No.2地点では、昼間・夜間ともに環境基準値以下、No.3地点では、昼間の環境基準値を超過という結果となっております。

なお、評価書におきましては、昼間の騒音について予測を行っておりまして、その結果についても、表-1にあわせて記載してございます。「予測」という列をご覧くださいますと、No.1の地点の昼間では、現況67dBに対しまして、予測が67dB、No.2及びNo.3地点におきましては、その昼間では現況68dBに対しまして、予測68dBと、海の森水上競技場整備工事の工事用車両の予測への寄与は1dB未満でございました。

表-2は、予測条件として想定した断面交通量とフォローアップ調査結果でございます。各調査地点におきまして、評価書でお示しました断面の交通量の想定と、フォローアップ調査日の交通量は大きく変わってございません。

また、表-3には、計画地に出入りする台数として想定した工事用車両台数とフォローアップ調査結果での工事用車両台数を示してございまして、騒音への寄与の程度が大きい大型車の工事用車両台数につきまして、想定に比べて、フォローアップ調査では減少してございま

す。

これらのことから、海の森水上競技場整備工事に伴う工事用車両による騒音と、今回の調査結果が予測値を超過したことに因果関係がある可能性は低いと考えてございます。騒音増加の要因を特定できておりませんが、積み荷の状況、走行速度、車種構成、舗装の状態などが影響していることが考えられるところでございます。

海の森水上競技場の施設整備に当たりましては、海上輸送による工事用車両の台数削減でございまして、搬入時間の調整による工事用車両の集中回避、また、周辺工事の事業者と工事間調整を行っておりまして、今後も引き続き工事用車両による環境への影響低減に努めてまいります。

続きまして、資料5-1「東京都公報」平成29年12月4日及び資料5-2「東京都公報」平成30年5月7日をご覧くださいと思います。

こちらの新国立競技場でございますけれども、計画地外ではございますが、新国立競技場と一連の開発地としまして、JSCが整備している都道と区道において、土壌汚染対策法第11条第1項の規定により「形質変更時要届出区域」の指定を受けたので、御報告させていただきます。

まず、資料5-1の3ページにお示ししている計画地、こちらの図面に描かれています計画地南東側の区道におきまして、基準に適合しなかった特定有害物質は、この資料5-1の2ページ目に記載されておりますように、鉛及びその化合物の溶出量と含有量です。

次に、資料5-2の2ページにお示ししている計画地の北東側の都道において、基準に適合しなかった特定有害物質を、こちらの資料5-2の1ページ目にありますように、水銀及びその化合物の溶出量となっております。

両区域とも、汚染土壌の搬出に際しましては、土壌汚染対策法第12条及び第16条の規定に基づき適正に処理する計画です。

報告は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に御質問等がないようですので、これもちまして、本日の評価委員会を終了させていただきます。

(午前11時47分閉会)